

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会  
事務局 長 米 山 篤 史

水際緩和措置と事業所管省庁による事前審査の停止について

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。

記

1. 通知等資料 (1) (重要)周知依頼：水際緩和措置と事業所管省庁による事前審査の停止について(令和3年11月29日 事務連絡)
2. 参考 H P (1)水際対策強化に係る新たな措置(19)について(厚労省HP)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00318.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html)  
(2)水際対策に係る新たな措置に係る建設・不動産分野の審査について(国交省HP)  
[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_tk3\\_00001\\_00001.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk3_00001_00001.html)
3. 問合せ先 (一社)全国住宅産業協会 担当：原田  
TEL 03-3511-0611

以 上

事 務 連 絡  
令和 3 年 1 1 月 2 9 日

関係団体等の長 各位

国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課長

【（重要）周知依頼：水際緩和措置と事業所管省庁による事前審査の停止について】

平素より国土交通行政の推進にご理解・ご協力をいただいております。誠にありがとうございます。

さて、11月5日付の連絡等で貴団体所属企業への周知等をお願いした標記の件につき、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、予防的観点から当面1か月の間、措置を停止する旨等の連絡が参りましたので、お知らせ致します。

これに伴い、11月30日（火）午前0時から当面12月31日までの間、査証や審査済証を取得済みであるか否かに関わらず、以下のような取扱いとなりますので、ご注意下さい。

詳細は、厚生労働省のHP等をご確認下さい。

記

- ①外国人については、新規入国自体ができません。
- ②日本人の帰国者については、特定活動ができなくなり、すべての日本人が14日間自宅待機（自宅等への移動は自家用車かハイヤー）が必要となります。
- ③日本人で、10日、6日、3日指定国から帰国する者については、それぞれ10日、6日、3日の間、検疫所長が指定するホテル等での待機が必要となります。

以上、貴団体所属企業への周知等、よろしくお願い致します。なお、本措置の詳細については、厚生労働省のHP等をご確認下さい。

＜本依頼自体に関する問い合わせ先（※）＞

国土交通省不動産・建設経済局 国際市場課 03-5253-8111（内線：24621、24618）

※ 制度自体に関するお問い合わせは、厚生労働省HPに掲載されているコールセンターまで。

※ 建設企業・不動産企業の申請等に関するお問い合わせは、国土交通省HPに掲載されており、（一社）建設技能人材機構 03-6453-0225まで。